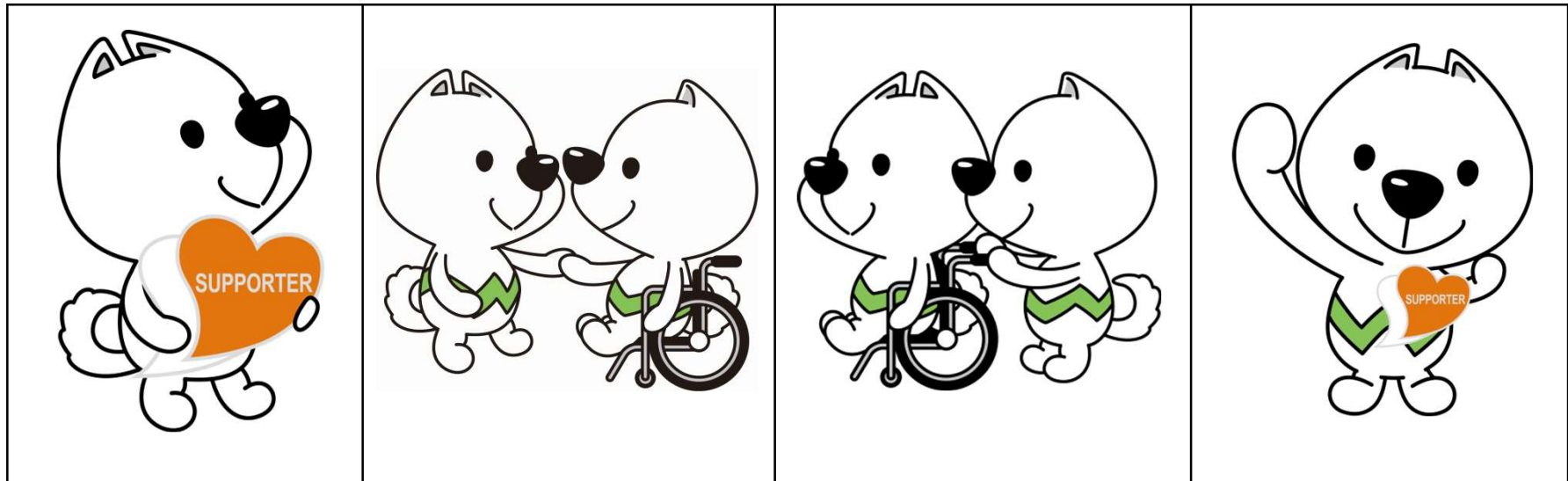


# 障害者差別の解消に向けて

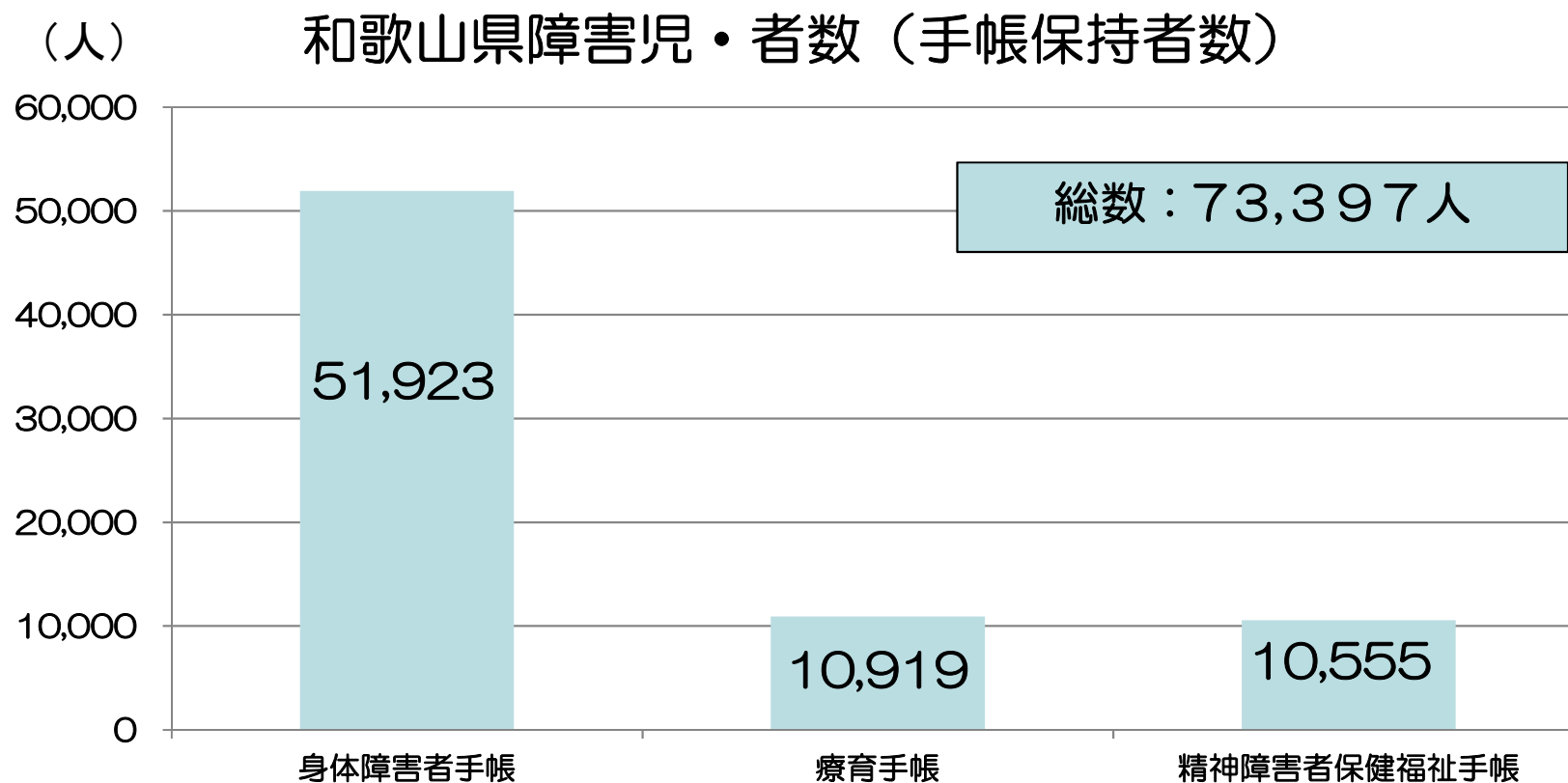


和歌山県 福祉保健部  
福祉保健政策局 障害福祉課

# 障害のある人はどれくらいいるのでしょうか？

- ◆ 和歌山県の障害者手帳所持者数：約7万3千人
- ◆ 和歌山県の人口：約88万4千人（884,627人）

県民約**12人に1人**、**何らかの障害**がある



\*和歌山県の人口（推計人口）は、令和6年4月1日現在。  
\*それぞれの手帳の保持者数は、令和6年3月末現在。

## 障害者差別解消法と条例

### ■ 障害者差別解消法 (平成28年4月～)

すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に 人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現につなげること。

### ■ 和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例

(和歌山県障害者差別解消条例)

(令和5年12月26日施行)

### ■ 改正障害者差別解消法 (令和6年4月1日施行)

事業者による合理的配慮の提供が義務化

	不当な差別的取扱い	合理的配慮の提供
行政機関等	禁止	法的義務
事業者 ※個人事業主や NPO法人等も含む	禁止	努力義務 ▶ 法的義務

# 不当な差別的取扱

障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として、サービスの提供を拒否することや、サービスの提供にあたって場所や時間などを制限すること、障害のない人にはつけない条件をつけること。

## <具体例>

- 障害を理由に窓口での対応や入店を断る。
- 聴覚障害のある人に手話通訳や筆談を利用せず、口頭のみで説明する。
- 本人を無視して介助者や支援者、付き添いの人だけに話しかける。
- 保護者や介助者が一緒にいないとお店に入れない。
- 補助犬（盲導犬、聴導犬、介助犬）を連れている障害のある人の入店を断る。



# 合理的配慮の提供

障害のある人から、社会の中にあるバリア（障壁）を除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること。

## ＜具体例＞

- 本人の意思を十分に確認のうえ、書類の記入やタッチパネルの操作を代行する。
- 段差がある場合、車いすのキャスター上げの補助をしたりスロープを渡す。
- 聴覚障害のある人からの申し出に応じて、手話や筆談で対応する。
- 長時間立って待つことに負担がある人が列に立って順番を待っている場合に、周囲の理解を得て、障害のある人の順番が来るまで席を用意する。

# 和歌山県障害者差別解消条例

県では、全ての県民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に寄与することを目的とする「和歌山県障害を理由とする差別の解消の推進に関する条例」を制定（R5.12.26）しました。

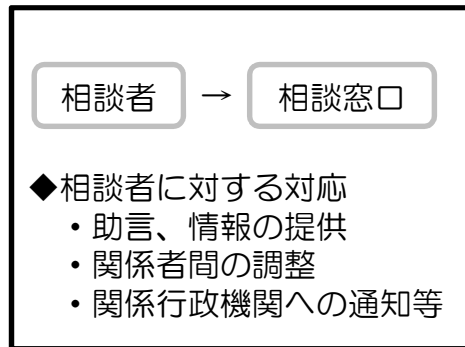
## 【条例概要】

### ● 障害を理由とする差別の禁止

- ・ 何人も、障害を理由として差別や権利利益を侵害してはならない
- ・ 県及び事業者は、不当な差別的取扱いをしてはならない
- ・ 県及び事業者は、障害者からの申出により、負担が過重でないときは、合理的配慮を行わなければならない（事業者による合理的配慮の義務化は令和6年4月1日施行）

### ● 障害を理由とする差別を解消するための体制

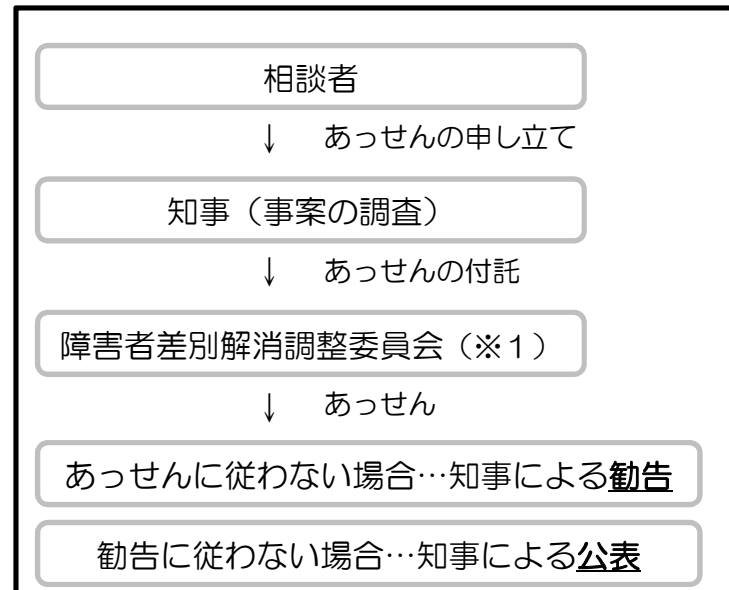
#### 〈相談体制〉



※1 障害者差別解消調整委員会：紛争解決のため、学識経験者や障害者、事業者により構成される機関

※2 県及び事業者が、不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供をした場合

#### 〈紛争解決の体制〉 → 令和6年4月1日施行



相談によっても解決に至らない場合（※2）

# バリアフリー法・和歌山県福祉のまちづくり条例

**平成6年**  
**ハートビル法制定**  
 (高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律)



**平成12年**  
**交通バリアフリー法**  
 (高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律)



**平成18年**  
**バリアフリー法制定**  
 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)



出典:国土交通省 バリアフリー新法の解説

## 平成8年 和歌山県福祉のまちづくり条例制定

- 目的**
- 事業者の責務**
- 整備基準**
- 誘導基準**

障害のある人、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる施設等の整備を促進する

積極的に福祉のまちづくりに取り組むよう努めるとともに、県が実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力するものとする

公共的施設※の構造及び設備に関して必要な基準

整備基準に加え、さらに整備を図ることが望ましい事項

※社会福祉施設、病院、官公庁、物品販売店舗、飲食店、ホテル等多くの人が利用する施設

詳細は下記から  
 県ホームページ  
 和歌山県福祉の  
 まちづくり条例



貴重なお時間をいただきありがとうございました。

和歌山県では、企業・団体向けに、障害者差別解消法に関する研修や、手話に関する研修を実施していますので、ご利用を希望される場合は、気軽にお問合せください。



《問合せ先》 和歌山県障害福祉課計画調整班  
TEL：073-441-2532  
FAX：073-432-5567